

## 5 - 1 課税状況

### (1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
		人	千円
取 得 財 産 価 額		1,194	67,322,768
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		66	1,854,707
債 務 控 除 額		607	5,017,321
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		67	438,866
課 税 価 格		1,215	64,599,020
相 続 税 額	算 出 税 額	1,197	7,389,123
	2 割 加 算 額	77	211,582
	計	1,197	7,600,705
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	36	23,948
	配 偶 者	139	1,745,897
	未 成 年 者	15	2,522
	障 害 者	31	28,179
	相 次 相 続	51	121,646
	外 国 税 額	-	-
	計	264	1,922,193
差 引 税 額		1,084	5,678,512
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		25	108,579
小 計		1,074	5,569,934
農 地 等 納 税 猶 予 額		1	25,977
株 式 等 納 税 猶 予 額		1	2,242
申 告 納 税 額	納 付 税 額	1,074	5,581,750
	還 付 税 額	15	40,035
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額		-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		310	29,140,000

調査対象等： 平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成22年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税実績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。  
 2 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

## (2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	
平成 17 年分	1,285 人	69,836,837 千円	8,572,303 千円	2,603,834 千円	1,138 人	5,944,598 千円	317 人
平成 18 年分	1,232	65,039,894	7,243,102	2,037,269	1,075	5,154,568	302
平成 19 年分	1,284	66,096,425	7,394,025	1,735,646	1,141	5,640,709	322
平成 20 年分	1,315	66,458,328	7,110,705	1,835,078	1,190	5,184,435	327
平成 21 年分	1,215	64,599,020	7,600,705	1,922,193	1,074	5,581,750	310

## (3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
那覇	402	22,042,999	349	1,767,237	103
宮古島	3	68,374	-	-	1
石垣	12	974,378	11	215,150	2
北那覇	299	14,909,624	262	1,172,291	77
名護	34	1,551,614	30	58,297	11
沖縄	465	25,052,031	422	2,368,775	116
総計	1,215	64,599,020	1,074	5,581,750	310

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

## (4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本年分	申 告 額	人 1,216	千円 64,464,734	人 1,077	千円 5,612,958	人 310
	修正申告額による増差額	23	311,635	48	23,952	16
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	15 △	177,349	17 △	55,160	7
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 1,215	64,599,020	実 1,074	5,581,750	実 310
過 年 分	申 告 額	80	2,761,310	73	86,145	22
	修正申告額による増差額	159	2,391,963	231	473,573	68
	更正による増差額	2	20,841	2	3,265	2
	更正等による減差額	69 △	637,953	93 △	153,377	30
	決 定 額	1	78,715	1	7,670	1
	計	実 286	4,614,876	実 358	417,275	実 97
合 計	申 告 額	1,296	67,226,044	1,150	5,699,104	332
	修正申告額による増差額	182	2,703,598	279	497,524	84
	更正による増差額	2	20,841	2	3,265	2
	更正等による減差額	84 △	815,302	110 △	208,537	37
	決 定 額	1	78,715	1	7,670	1
	計	実 1,501	69,213,896	実 1,432	5,999,025	実 407

調査対象等： 「本年分」は平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成22年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。

「過 年 分」は、平成20年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成21年11月1日から平成22年6月30日までの間の申告（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を除く。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成19年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成21年7月1日から平成22年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。  
2 増（減）差額の区分は差引税額（納税猶予前）の増減により判定している。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	人 8	千円 136	人 34	千円 5,292	人 -	千円 -
過 年 分	135	19,953	71	11,413	27	75,864
合 計	143	20,089	105	16,705	27	75,864

## 5 - 2 相続財産価格階級別

(1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	左のうち		納付税額	法定相続人の数
			相続時精算課税 適用財産価額	暦年課税分 贈与財産価額		
	人	千円	千円	千円	千円	人
1 億円以下	48	4,022,134	130,875	29,100	63,691	110
1 億円超	155	22,331,823	464,595	94,194	769,635	696
2 "	52	12,585,013	585,134	84,753	831,760	282
3 "	43	15,659,071	585,730	59,927	1,768,474	214
5 "	7	4,463,515	23,339	16,600	700,823	39
7 "	3	2,299,342	-	154,292	538,983	16
10 "	2	3,103,836	50,353	-	939,592	7
20 "	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-
<b>合計</b>	<b>310</b>	<b>64,464,734</b>	<b>1,840,027</b>	<b>438,866</b>	<b>5,612,958</b>	<b>1,364</b>

調査対象等：平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成22年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

## (2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格 階級	法定相続人員別被相続人数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	10人超
1億円以下	1	12	16	10	9	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	-	10	16	20	34	37	16	9	9	-	3	1
2 "	-	2	3	4	7	11	10	7	4	2	2	-
3 "	1	2	1	6	11	7	8	-	3	2	-	2
5 "	-	-	1	1	1	-	2	-	1	-	1	-
7 "	-	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-
10 "	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-
20 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	2	26	38	41	63	57	36	17	17	4	6	3

調査対象等： 平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成22年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

### 5-3 相続財産種類別

被相続人の数及び取得財産価額

財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	18	116,577
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	116	3,827,629
	宅地（借地権を含む。）	291	26,962,888
	山林	19	245,146
	その他の土地	187	13,675,112
	計	303	44,827,352
家屋、構築物		248	4,189,259
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	7	17,125
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	6	38,666
	売掛金	8	40,427
	その他の財産	9	37,359
	計	17	133,576
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	36	792,923
	同上以外の株式及び出資	102	941,736
	公債及び社債	29	432,828
	投資・貸付信託受益証券	31	647,097
	計	139	2,814,583
現金、預貯金等		306	11,559,533
家庭用財産		84	24,053
その他の財産	生命保険金等	28	865,893
	退職金及び功労金等	6	106,928
	立木	0	0
	その他	172	2,709,234
	計	181	3,682,055
合計		310	67,230,411
相続時精算課税適用財産価額		30	1,840,027
債務		247	4,577,035
葬式費用		298	467,535
計		305	5,044,570
差引純資産価額		310	64,025,868
加算贈与財産価額／暦年課税分贈与財産価額		30	438,866
課税価格		310	64,464,734

調査対象等：平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成22年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注）「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。